

平成30年

第19回福岡県教育委員会会議（臨時会）会議録

日 時 平成30年10月26日（金）
開会14時00分 閉会14時49分

場 所 福岡県庁4階 教育委員会会議室

【議事等】

1 報告

(1) 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題の現状について

【内 容】

1 出席者

教育長：城戸秀明

委 員：清家渉、久保田誠二、宮本美代子、前田恵理、木下比奈子

2 欠席者

なし

3 出席職員

副教育長 吉田法稔、教育監 長俊一、教育総務部長 辰田一郎、教育振興部長 木原茂、
総務企画課長 日高公德、義務教育課長 一色潤貴 外

4 傍聴者等数

1名

5 議事録

【城戸教育長】

ただいまから第19回の教育委員会会議臨時会を開催いたします。

本日は報道機関の方から、会議の撮影の申し出がありましたので、会議の冒頭部分について、3分程度、撮影を許可します。

< 3 分 経 過 >

3分が経過いたしました。この後、会議の傍聴をされない方につきましては、御退室をお願いいたします。

傍聴の方に申し上げます。受付で配付されました「傍聴人の留意事項」を遵守し、会議進行の妨げにならないよう御協力をお願いします。

本日の案件につきましてはお手許に配付している資料のとおりでございます。

審議に入ります前に、非公开发議の有無を確認いたします。非公開で審議することが適当なものはありませんでしょうか。

< な し >

【城戸教育長】

発議がありませんので、本日の会議は公開にて審議いたします。

それでは、報告（１）「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題の現状について」を一色義務教育課長、引き続いて、中嶋高校教育課課長補佐にお願いします。

○報告（１）児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題の現状について

【一色義務教育課長】

平成29年度の生徒指導上の諸課題の現状について御報告をさせていただきます。

まず、本県の公立小・中学校について御報告いたします。

＜一色義務教育課長が資料に沿って説明＞

【一色義務教育課長】

今後の対応についてですが、暴力行為については警察等の関係機関と連携し、組織的に毅然とした指導を徹底する所存でございます。良好な人間関係を築くための社会的スキルを高める教育活動の充実を図ってまいります。また、いじめや不登校への対応につきましても、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用し、児童生徒理解に基づく適切な対応ができるよう、心理面や家庭環境面を含めた総合的な教育相談体制の構築を図るとともに、教職員研修を充実させ、生徒指導上の諸課題に対する教職員の資質向上を図ったり、また、全家庭にリーフレットを配布するなど、早期発見・早期対応にしっかりと取り組んでまいります。

公立小・中学校については以上でございます。

【中嶋高校教育課課長補佐】

続きまして、高等学校の状況でございます。

＜中嶋高校教育課課長補佐が資料に沿って説明＞

【中嶋高校教育課課長補佐】

今後の対応でございますが、暴力行為に対しましては、日ごろから警察等の関係機関と緊密な連携を取りまして、早期解決を図るとともに、生徒の規範意識を高める取組みにより未然防止に努めてまいりたいと考えております。また、いじめ不登校や中途退学への対応については、今年度からソーシャルワーカーを4名増員したところでございます。スクールカウンセラーや高校相談員等の外部専門家との連携を深めまして、校内

の教育相談体制の充実を図り、生徒一人ひとりにきめ細かく対応してまいりたいと考えております。

なお、いじめの対応は、早期発見・早期対応が非常に重要となってまいりますので軽微な事案も見逃さず、積極的に認知することについて指導の徹底を図ってまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【城戸教育長】

以上でございます。御質問や御意見を申し上げます。

【宮本委員】

「暴力行為」とは具体的にどういったものを指すのですか。定義はあるのですか。

【一色義務教育課長】

これは国の調査ですので、国の定義になるのですが、暴力行為とは自校の児童生徒が故意に有形力を加える行為でございまして、必ずしも病院に掛かるような負傷があるというものではございません。いじめの認知にも関わることなのですが、従前は怪我をしたり、病院に掛かったりした事案をアンケートにより認定しておりましたけれども、現在は諍いなどで怪我等がなかったとしても、本人が「いじめ」であると感じたのであれば「いじめ」と認知するということがありまして、これと同様に、暴力行為についても広く計上されてきているという傾向があります。

【宮本委員】

暴力を受けた人の申告により計上するということですか。

【一色義務教育課長】

そのとおりでございます。

【前田委員】

小学校における暴力行為の発生状況について、増加の割合が非常に大きくなっています。感情をコントロールしにくい子供が増えているということであろうかと思いますが、どういった要因が考えられるのでしょうか。また、この暴力行為の件数の中で、同じ児童生徒が暴力を繰り返しているのがどれくらいであるか分かりますでしょうか。

【一色義務教育課長】

感情をコントロールしにくい子供が増えてきている背景として、国の調査では、核家

族化に伴う人間関係の空白化やゲーム・パソコンへの依存など、家庭の要因に関わる問題の複雑化があり、そういったものを背景として、従前よりも学校の中で自分の気持ちをコントロールしにくい子供たちが増えているのではないかとされています。また、暴力行為についても、いじめの認知件数と同じように幅広く捉えていく傾向でございませので、それらも相まって全体の件数が増えている状況であると思っています。

同じ児童生徒が暴力行為を繰り返している件数についてですが、当然ながら繰り返す児童生徒はいると思いますが、それがどれくらいの件数であるかは、統計上把握する仕組みにはなっておりませんので、把握しておりません。

【久保田委員】

資料の件数について、市町村別の把握はされていますか。

【一色義務教育課長】

集計上、把握はしておりますが、公表はしておりません。

【久保田委員】

では、県としてはどこの地域でいじめや不登校が多いかということは分かった上で、その市町村に対して指導・助言を行っているのですか。

【一色義務教育課長】

状況は承知しています。指導・助言もそうなのですが、県がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置するときにも、この件数等に鑑みながら取り組んでいます。

【久保田委員】

以前からも言っていますが、このような件数や割合が全国平均と比べて少なかったから良かったという捉え方だけはしてほしくありません。学力・体力であれば全国平均を目安として頑張っていくということは良いのですが、生徒指導に関しては、全国平均はあくまでも参考程度としていただきたいと思います。

【一色義務教育課長】

全国平均との比較は、あくまでも実態はどういう状況であるかというのを客観的に見るための参考としています。例えば、いじめは本来であれば地域によらず、ある一定の割合で発生するのが統計上自然であるため、平均と比べて少ないということは、ある意味でいじめを正しく補足できていないのではないかとということにもなるかと思えます。よって、県としては国の方針を踏まえて、積極的にいじめの認知をしていくよう

指導しているところでございます。

【清家委員】

「3 県立高等学校の長期欠席の状況について」の「不登校児童生徒の復帰率」が平成29年で51.6%とあります。個人的にはいい数値であると思います。ここでの「復帰」とはどのような状態を指すのですか。

【中嶋高校教育課課長補佐】

まず、長期欠席については年間30日以上欠席があったものについて計上するものです。また、この調査の「復帰」の定義としては、例えば学期中に全く登校することができなかった生徒が、指導により登校できるようになった場合や、月に1回程度しか登校できなかった生徒が、指導により週に1回程、継続的に登校できるようになった場合など、継続的な改善が見られる場合に復帰したと判断することとしております。

【宮本委員】

長期欠席している児童生徒でフリースクール等に通っている児童生徒は出席扱いにはならないのですか。

【一色義務教育課長】

フリースクール等に通っている児童生徒を出席扱いとするかどうかについては、そのフリースクール等の教育施設が取り組んでいる教育内容により校長が判断し、適当であるという場合に出席扱いとするということになっています。

ただし、フリースクールに通っていても、不登校であることに違いはありませんので、学校を30日以上欠席していれば不登校として計上されます。

【宮本委員】

長期欠席の理由としての「その他」の中には、フリースクールに通っている人は多いのですか。「その他」には具体的にどのような人が含まれているのですか。

【一色義務教育課長】

確かな数字はないのですが、フリースクールというよりは、ネグレクト等、家庭の事由により不登校となっている場合が多いです。

【清家委員】

県立高校の長期欠席の「経済的理由」が平成29年度は0名になっています。これは何か対策を取られたのでしょうか。

【中嶋高校教育課課長補佐】

調査の精度を高めるため、今回の調査から長期欠席になった理由を主たる一つに絞り込むという調査方法になっております。「経済的理由」とは、例えば家計が苦しくて、学校に行くために仕事をしなければならない状況であることにより、欠席になるような場合がございます。それまで「経済的理由」としていた事案を更に調べた結果、「経済的理由」の他に、よりあてはまる理由があったことによるものです。

【前田委員】

県立高校の中途退学者数について、平成29年度は735人となっていますが、この中には夜間定時制の生徒も含まれているのでしょうか。また、含まれているのであればどれくらいの割合ですか。

【中嶋高校教育課課長補佐】

実人員には夜間定時制も含まれています。全日制と定時制で分けると、中途退学者は全日制で446人、定時制で289人であり、中途退学率は全日制が0.7%、定時制が8.9%でございます。

【城戸教育長】

他にはございませんでしょうか。

< な し >

【城戸教育長】

ないようでございます。
本議案については了承いたします。
以上で本日の会議を終了します。

(14:49)